

障害のある人の介護保険制度利用に関する意見書

「なぜ、障害のある人が65歳になると、従来受けてきたサービスを継続できないのか」
「なぜ、いままで無料でサービスを受けていたのに、介護保険サービスの利用によって有料になるのか」障害者総合支援法と介護保険制度上の年齢によるサービス利用の区分・格差の不合理な問題が、障害のある人と家族を混乱させ、サービスの利用における内容制限・時間短縮やあらたな負担問題などをつくり出しています。

とりわけ、障害者総合支援法第7条（介護保険優先原理）の規定によって、障害福祉サービスであっても、介護保険に「相当」「類似」するサービスは介護保険での提供とされ、また住民税非課税世帯に対し、障害福祉サービスの利用料が無料であるにもかかわらず、介護保険サービスは利用料を徴収されるなど、2つの制度の整合性から問題があります。

こうした問題解決のために、政府厚生労働省は障がい者制度改革推進会議・総合福祉部会の『骨格提言』にもある指摘に答えるよう要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月20日

摂津市議会

